

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	財政部 財産管理活用課	
不利益処分名	国際親善コーナーの目的外使用許可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第9項	
連 絡 先	(電話 621-5052)	
処 分 基 準	<p>(指示)</p> <p>第8条 使用者は、市長または徳島市庁舎等管理規則第3条に定める庁舎責任管理者から、庁舎管理上に支障があるとして、国際親善コーナーからの展示物の一部撤去等使用について必要な指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、本市の事務事業以外の使用においては、公有財産規則第24条の規定により、本市の事務事業に優先的に使用する必要が生じたとき、または、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用許可の取消しもしくは変更できるものとする。</p> <p>(1) 第8条の規定による指示に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 宗教的又は政治的な行為をするとき。</p> <p>(4) 個人のための使用をするとき。</p> <p>(5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、徳島市庁舎等管理規則第8条第1項各号に定める禁止行為をするとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成30年 7月 3日最終変更)